

(公 印 省 略)  
県支広第30044-1号  
令和3年4月2日

群馬県所管 公益社団・財団法人 代表理事  
群馬県所管 移行一般社団・財団法人 代表理事 } 各位

群馬県知事 山本 一太  
(生活こども部県民活動支援・広聴課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年4月1日（木）に開催しました、第41回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（4月3日（土）以降）」を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

－ 前回（3月23日（火）以降）要請からの変更点－

（1）ガイドライン警戒度の変更

警戒度「3」：太田市、大泉町

警戒度「2」：その他33市町村

（2）県外移動について

「直近1週間の感染者数が人口10万人当たり10人以上の都道府県（関東地方では5人以上の都県）への移動は、特に慎重に判断し、その地域での行動についても慎重にすること」を要請

（4/2～宮城県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、奈良県、大阪府、兵庫県、愛媛県、沖縄県）

※詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（4月3日（土）以降）を御確認ください。

担 当：公益法人係 山崎 山下 内藤  
T E L：027-226-2148  
F A X：027-223-2944  
e-mail：y-fumi@pref.gunma.1g.jp